

予算決算委員会厚生分科会記録

[第1日目]

1 日 時 令和6年3月12日（火曜日）

開 会	午前10時06分
休 憩	午前11時38分
再 開	午前11時43分
休 憩	午後 0時12分
再 開	午後 0時15分
散 会	午後 0時35分

2 場 所 第 2 委 員 会 室

3 出席委員 9人

分科会長	金 谷 幸 則
分科会副会長	高 原 譲
委 員	岡 部 享
//	押 田 大 祐
//	江 西 照 康
//	高 田 真 里
//	尾 上 一 彦
//	松 井 桂 将
//	高 田 重 信

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【福祉保健部】

部長	清水 裕樹
部次長	片山 正和
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当）	酒井 敦子
保健所長	瀧波 賢治
参事（保険年金課長）	泉野 敬之
参事（保健所地域健康課長）	原 雅博
参事（まちなか総合ケアセンター所長）	山田 弘美
福祉政策課長	田近 淳
生活支援課長	谷澤 隆
障害福祉課長	西田 清和
長寿福祉課長	山本 忠夫
介護保険課長	中島 志津子
保健所保健予防課長	丸本 昌
福祉政策課主幹（調整担当）	砂原 正宏

【こども家庭部】

部長	古川 安代
部次長	竹井 博文
部次長（保育・児童健全育成担当）	岡本 由紀恵
参事（少子化対策担当）	熊本 真紀
こども支援課長	温井 信之
こども保育課長	中川 美智留
こども福祉課長	経明 勝子
こども健康課長	高畑 亘
こども支援課主幹（調整担当）	岩滝 新太郎

【市民生活部】

部長	大沢 一貴
部次長	森川 知俊
部次長（市民協働・消費生活・スポーツ担当）	浦田 純一
参事（地域コミュニティ推進課長）	金井 誠
市民課長	長森 貴弘
スポーツ健康課長	秋 俊浩
地域コミュニティ推進課主幹（調整担当）	宮田 千佳

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課調査係長

谷端 裕美子

議事調査課主任

竹之内 慧

議事調査課主任

江部 なな恵

7 会議の概要

分科会長 ただいまから、令和6年3月定例会の予算決算委員会厚生分科会を開会いたします。

審査に先立ち、分科会記録の署名委員に江西委員、高田 真里委員を指名いたします。

なお、ただいま指名いたしました署名委員が欠席の場合は、当日出席の年長委員にお願いいたします。

これより、福祉保健部所管分の議案の審査を行います。

議案第68号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第10号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、福祉保健部所管分、第4款衛生費中、福祉保健部所管分、第3条繰越明許費の補正、第3款民生費中、福祉保健部所管分、第4款衛生費中、福祉保健部所管分、第4条債務負担行為の補正中、福祉保健部所管分、

議案第72号 令和5年度富山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、

議案第73号 令和5年度富山市まちなか診療所事業特別会計補正予算（第1号）、

議案第74号 令和5年度富山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、

報告第1号 専決処分について承認を求める件、専決第4号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、福祉保健部所管分、第2条繰越明許費の補正、第3款民生費中、福祉保健部所管分、

報告第2号 専決処分について承認を求める件、専決第12号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第9号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、福祉保健部所管分、第2条繰越明許費の補正、第3款民生費中、福祉保健部所管分、

以上6件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉保健部長 〔挨拶〕

- 福祉保健部次長 〔議案第６８号中
福祉保健部所管分の概要について、
議案説明資料により説明〕
- 福祉政策課長 〔議案第６８号中
民生事務費について、
老人福祉施設運営費について、
保健福祉センター運営費について、
物価高騰支援給付金支給事業費について、
福祉基金費について、
議案説明資料により説明〕
- 障害福祉課長 〔議案第６８号中
心身障害者医療費助成事業について、
自立支援給付事業費について、
相談支援事業費について、
議案説明資料により説明〕
- 福祉保健部次長 〔議案第６８号中
精算補正について、
議案第７２号について、
議案第７３号について、
議案第７４号について、
議案説明資料により説明〕
- 介護保険課長 〔議案第６８号中
地域密着型サービス等の拠点整備事業費（繰越明許費）について、
議案書により説明〕
- 保健所地域健康課長 〔議案第６８号中
感染症事業費（繰越明許費）について、
議案書により説明〕
- 福祉保健部次長 〔報告第１号中
福祉保健部所管分の概要について、
議案説明資料により説明〕

- 福祉政策課長 〔報告第1号中
災害見舞金等支給事業費について、
災害救助費について、
物価高騰支援給付金支給事業費について、
議案説明資料により説明〕
- 生活支援課長 〔報告第1号中
災害義援金事務費について、
議案説明資料により説明〕
- 長寿福祉課長 〔報告第1号中
角川介護予防センター管理運営事業費について、
議案説明資料により説明〕
- 福祉保健部次長 〔報告第2号中
福祉保健部所管分の概要について、
議案説明資料により説明〕
- 福祉政策課長 〔報告第2号中
災害見舞金等支給事業費について、
災害救助費について、
保健福祉センター運営費について、
議案説明資料により説明〕
- 生活支援課長 〔報告第2号中
災害義援金事務費について、
議案説明資料により説明〕
- 障害福祉課長 〔報告第2号中
心身障害者福祉施設等整備事業費について、
議案説明資料により説明〕
- まちなか総合
ケアセンター所長 〔報告第2号中
まちなか総合ケアセンター管理費について、
議案説明資料により説明〕
- 分科会長 これより、質疑に入ります。
数が多いので、説明の順に質疑を行います。

まず、議案説明資料１ページ、２ページについて、
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料３ページについて、質疑はありませんか。

尾上委員 管理運営費には、例えば人件費や施設管理費が含まれると思うのですが、利用者が支払う利用料金は、市の収入になるのか、指定管理者の収入になるのか教えてください。

福祉政策課長 大沢野健康福祉センターにつきましては、市の収入ではなく、施設を管理している大沢野健康文化推進財団の収入になります。

長寿福祉課長 大沢野老人福祉センターについては、ほかの老人福祉センターと同じで、直接、市の収入になります。

分科会長 このページでほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料４ページについて、質疑はありませんか。

岡部委員 自家発電設備燃料噴射ポンプ等取替業務委託について、先ほどの説明では法定点検で不具合が判明したということですが、この法定点検は何年に１回行っていますか。

福祉政策課長 毎年１回行っています。

岡部委員 分かりました。
次に、空調機器室外機ヒーター等取替業務委託については、経年劣化による故障ということですが、これは導入から何年経過したのでしょうか。

福祉政策課長 施設が竣工した平成１５年から使用しておりますので、２０年経過しているものになります。

岡部委員 この時期に空調機器が故障したということは、暖房が全く使えない状態だったのですか。どのように対応したのでしょうか。

福祉政策課長 暖房が効かない状態になりましたので、周辺の公的施設からストーブなどをお借りして対応していました。

岡部委員 保健福祉センターは、西保健福祉センターのほかに６か所ありますが、今回の不具合を受けて、ほかの保健福祉センターの空調機器についても確認を行ったのですか。

福祉政策課長 西保健福祉センターの故障を受けて、ほかの保健福祉センターの状況について、特に改めての確認はしておりません。

岡部委員 予算を全額繰り越すということですが、それぞれの取替えはいつ頃完了する予定ですか。

福祉政策課長 まずは議決を受けてからになりますけれども、夏前までには工事を終えたいと考えております。

岡部委員 特に屋内消火設備の稼働の関係から、速やかに行う必要があると思いますので、ぜひ日頃からの稼働確認や点検をよろしくお願いいたしますと思います。

高田 重信委員 （３）事業内容のイに室外機のヒーター及び圧縮機—コンプレッサーのことだと思うのですが—の取替えを行うと記載があり、大きな部品だと思うのですが、室外機自体を新品に取り替える場合の予算は見積もりましたか。

福祉政策課長 新品に取り替える場合の見積りは取っておりません。

高田 重信委員 20年間使われているので、部品を取り替えてから何年使い続けられるのかということもあります。新品が幾らかかるのかは分かりませんが、部品の取替えに70万円かかるので、その差額が幾らなのかと思い聞きました。早く修繕してもらえるようにお願いしたいと思います。

江西委員 岡部委員の質疑と関連するのですが、法定点検で分かったということですが、何月頃に法定点検を実施したのでしょうか。

福祉政策課長 法定点検は昨年9月に実施しております。そこで正常に稼働しないことが分かりまして、原因を特定するまでに少し時間がかかり、結果的に、原因が特定されたのが12月になってしまったということです。

江西委員 燃料噴射ポンプは、法定点検をすると動かないということは、実はしょっちゅうある話なのです。動かないということは、すぐに判明することだと思うのですが、原因を特定するまでなぜ3か月もかかったのですか。

岡部委員も心配していましたが、これは本来、速やかに対応すべきことであって、たまたまこの半年間は屋内消火栓設備を使用する日がありませんでしたが、もし火災があって、自家発電が動かなかった場合は問題になると思うのです。対応がちょっと緩慢に見えるので、その辺はよく注意していただく必要があると思います。

尾上委員 自家発電設備の日常点検や月例点検は実施していないのですか。通常、発電所などでは月に1回点検しますし、例えばダムにある自家発電設備では毎月稼働の試験をしているので、法定点検で不具合が見つかったというのは非常に恥ずかしい話だと私は思います。毎日点検しなさいとは言いませんけれども、月例点検などを行わないことが普通なのか、やるべきことをやっていないのか、いかがですか。

福祉政策課長 月例点検などは実際には行っていなかったということになります。今回このような状況になったからということでは決してないのですけれども、日頃からしっかりと点検をするように職員には指示を出しております。

分科会長 このページでほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料５ページについて、質疑はありませんか。

松井委員 議案説明資料５ページの物価高騰支援給付金と、議案説明資料１５ページの物価高騰支援給付金がよく似ており、対象者が重複するケースが多々あるのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

福祉政策課長 給付金につきましては、令和６年１月補正として専決処分し、現在行っていますが、令和５年度住民税均等割のみ課税世帯に対して案内を送付した状態で、令和５年度住民税非課税世帯に対しての支給はほぼ終わっている状態です。
令和５年度住民税非課税世帯と令和５年度住民税均等割のみ課税世帯につきましては、重複はありません。
令和６年度に行おうとしている給付は、令和６年度に新たに非課税になった世帯が対象であります。今年度非課税世帯の方が、仮に来年度も非課税だとしても対象にはなりません。
また、新たに均等割のみ課税となった世帯も対象になるのですけれども、その場合も、今年度は給付金を支給されていない方が対象で、二重ではお支払いできません。仮に今年度非課税で来年度少し所得が増えて新たに均等割のみ課税になった場合は、併給できない制度になっております。
ただ、制度として給付金の支給が重複することはないのですけれども、定額減税し切れない方の給付金

については併給可能だと、国から示されております。

松井委員 いずれにしろ財源が全額、国庫支出金なのですけれども、議案説明資料５ページの（３）ウ補正額内訳では事務費が１億３，０００万円、議案説明資料１５ページの（３）ウ補正額内訳では事務費が２，２００万円です。同じ担当課でも、システムが別々になっているのですか。

福祉政策課長 それぞれの給付金制度を基にシステムを改修したり新たに開発したりする作業をしておりますので、それぞれで事務費、委託料を計上しております。

松井委員 約３５億円の扶助費に対して１億３，０００万円余りの事務費が発生しています。その辺は当然妥当な金額を設定されていると思いますけれども、システムの構築は大変だと感じました。

押田委員 松井委員が言われたように、議案説明資料５ページのほうでは事務費１億３，０００万円で、補正額の約３．５％、議案説明資料１５ページでは、８億５，０００万円余りの補正額のうち、事務費が２，２９７万円余りで約２．７％です。コロナ禍の影響もあって、これまでもいろいろな給付金があったと思うのです。それぞれの給付金で対象が違いため、担当課や事業ごとに、ソフト開発やコールセンターの設置などがあったと思うのですけれども、市全体として何らかの改善や他の部局とのつながりなどはないのですか。

福祉保健部長 令和５年１２月補正のときも申し上げたと思いますが、システム改修とは、新しいパソコンを買ってシステムをつくるわけではないのです。毎回、国から指示される対象者の条件が違いますので、既存の住民基本台帳システムなどから、その条件に合った方を抽出するためのソフトウェアの改修を行うものです。ソフトウェアの改修ですから、２か月ぐらいかかりますので、その作業をしているシステムエンジ

ニアの方の人件費分がほとんどだと考えていただいたほうがいいのではないかと思います。

押田委員 今の説明で非常によく分かったのですけれども、コールセンターの設置もあります。今、聞くと8万二、三千人が対象になりますが、電話をかけてくる人の割合にもよると思いますけれども、どのくらいのコールセンターの人員を見込んでいるのでしょうか。

福祉政策課長 議案説明資料5ページの令和6年度の給付金につきましては、先ほど御説明した定額減税し切れない方や、今まで対象ではなかった方への支給になるということで、当然、問合せは増えますし、送付されてきた書類を審査する業務量も今までとは全然違うので、今回は今までの給付金よりかなり多い人員を見込んでいます。人数は、手元に資料がありませんので後ほどでもよろしいですか。申し訳ございません。

押田委員 何万何千人の対象者に対するコールセンターを設置するということで、その後の作業も含めて、非常に手間のかかることだということが分かりました。そうすると、ある程度の規模のコールセンターを設置しなければいけないのですけれども、それに対応できる企業は、なかなかないと思うのです。どのような入札方法を考えておられますか。

福祉政策課長 コールセンターの設置につきましては、人材派遣会社を対象として入札を行っております。今回につきましても、入札で決定したいと考えております。

押田委員 これだけの規模の人材派遣で入札を行うケースは、過去に何件ぐらいあったのですか。

福祉政策課長 そちらも先ほどの人員と併せて、後ほど御報告させていただきます。

高田 真里委員 支給方法ですけれども、市から対象者にチラシと確認書を送付し、市民の方から返送を受けると思いま

す。書類が返送されてこない人はチェックされると思うのですけれども、例えば期間を設けて２度目の送付をするのかなど、その予定を教えてください。

福祉政策課長 これまでの給付金もそうでしたけれども、まず、確認書などをお送りして一定期間を過ぎた時点で、まだ申請がされていない方に対しましては、勧奨として、改めて書類を送らせていただいております。今回の給付金につきましても、案内する予定で考えております。

分科会長 このページでほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料６ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料７ページについて、質疑はありませんか。

高田 重信委員 （２）事業目的に、医療費増加に伴いと記載されているのですが、昨年度からどの程度増加したのか聞かせてもらえますか。

障害福祉課長 後期高齢者等の医療費増加に伴い、今回、扶助費の補正をお願いするのですが、（４）医療費助成実績の表に重度医療費助成、軽度医療費助成、一部負担金助成の扶助費決算額を載せております。このうち一部負担金助成が後期高齢者医療制度に加入している方への助成の項目でございまして、令和４年度は１３億１，１００万円余り、令和５年度の見込みでは１３億７，３００万円余りと、昨年度よりも助成額が５％近く増加することが見込まれます。これにつきましては、富山市に限らず、今年度は全国的に後期高齢者医療制度の利用者が増えており、

その影響であると考えております。

分科会長 このページでほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料８ページについて、質疑はありませんか。

高田 真里委員 （２）事業目的に障害福祉サービスに対するニーズの高まりを背景にとあります。これは、利用の対象になる方の人数が増えたのか、サービス内容が増えたのか、それとも同じ人の利用回数が増えたのか、ニーズの高まりにはどのような要因があったのか、教えていただけますか。

障害福祉課長 今回、障害福祉サービスの生活介護事業費、自立訓練事業費、就労移行・継続支援事業費の補正をお願いしています。生活介護事業とは、日中のデイサービス、排せつや入浴の介助を受ける事業です。自立訓練事業とは、主に知的障害や精神障害がある方の日常生活の過ごし方やお金の使い方、公共交通機関の乗り方などを訓練する事業です。就労移行・継続支援事業とは、福祉的就労も含めて就労を支援する事業です。

これらの事業は、在宅で生活している障害のある方に以前から非常にニーズがありまして、令和４年度から今年度にかけて事業所も増加しており、利用を希望する方もまた増えたということで、事業費がより増えている状況です。

特に一番伸び率が大きいのは自立訓練事業であります。近年、知的障害や精神障害のある方が刑期を終え出所した後に、この自立訓練事業で社会生活への復帰を図られるというケースが大変増えております。富山市内には、この事業に非常に力を入れておられる事業所がありますので、それが一番の要因となり、自立訓練事業のニーズが高まって事業費が増加している状況です。

分科会長 このページでほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料９ページについて、質疑はありませんか。

岡部委員 相談支援事業費について、（２）事業目的において消費税非課税と誤認という表現をされています。間違っていたら指摘していただきたいのですが、恐らく令和５年１０月の厚生労働省の通知が原因ではないかと思っています。ほかの市町村でも同様の事例があるようですけれども、そもそも国が明確に周知をしていなかったとも聞いているのです。対応も一貫していなかったということで、私に言わせれば、国が令和５年１０月になって通知をして、５年間も遡及して消費税を払って、さらに延滞金まで払うというのはいかがなものかと思えますし、そのあたりは市の責任なのかどうかということはすごく疑問に感じるので、見解をお聞かせください。

障害福祉課長 今ほどおっしゃったように、令和５年１０月に厚生労働省とこども家庭庁の連名で各自治体に通知がありまして、こちらでも確認したところ、以前から非課税で契約していることが判明いたしました。ただ、その通知には、国税庁とも協議済みなので適正に扱ってほしいという旨も書いてありまして、まず、今年度の契約についてはまだ委託契約期間中ですので、議決いただいた後に消費税分を増額した形で委託契約を変更して、その分をお支払いします。過去の分については、受託法人のほうで消費税分を課税収入として申告納付する必要があるという国税庁の見解でありました。受託法人にとっては、完全に想定していなかった支出になるものですから、受託法人の円滑な事業運営に資することを目的に、今回、過去の分の申告納付に係る部分を助成することとしたものでございます。

岡部委員

正直、答弁になっていないのです。私が言いたいことは、国税庁は何をしているのかという感じなのです。国税庁にもミスがあったにもかかわらず、それはなかったことのようにして、市町村に支払いを求めると。それはないだろうという気がするのです。そこはしっかりと、国にも責任があるのではないかというぐらいのことを言ってもらいたいという思いです。

事業者はやむを得ないと思うのです。負担してほしいと言われたら、お金がないので市に頼むと言ってくるのは当然なので、国からどのような指摘があって、本当に払う義務があるのかぜひ明確にしたいと思いますと思うのです。

今年度の委託料については、当然、予算を計上するのは分かるのですが、過去の分まで遡るのはどうかと思うので、言い方は悪いですがけれども、言われるままに払うのは、大盤振る舞いな気がします。

福祉保健部長

厚生労働省と国税庁をごちゃごちゃに考えておられるのではないかなという感じがいたします。

もともと国税庁は課税対象だと判断をしているはずです。国税庁が課税対象と判断しているところを、あまり周知されておらず曖昧になっていたから厚生労働省が通知を出したのではないかと。ただ、国税庁としては本来課税対象なのだから、納付、申告していない部分は遡って課税すると、国税庁と厚生労働省の協議の段階では決まっているはずです。

課税対象者は事業者なので、国税庁は申告した事業者に課税するはずです。ただ、契約に基づいて、消費税分は市が事業者を支払う必要があります。今年度分については、事業者が払わなければならない消費税分は契約を変更して市から支払うと。過去の分は契約を変更できませんので、追徴課税分及び延滞金を委託料として払うことができないものですから、今年度補助金として支出せざるを得ないと思います。誰が悪いのかと言われても、みんな悪いのではないかという感じがしています。理解が不足していた事業所と市、その周知が不足していた厚生労働省、国税

庁、みんなに責任があるのですが、国税当局は課税するだけなので、そこは従うしかないのではないかと思います。

岡部委員 私の表現もおかしかったのですけれども、こども家庭庁も含めて、周知が抜け落ちていたので、やっぱり知らん顔はいかなものかという思いから言わせてもらいました。
これはこども家庭部にも関係のある話なので、今後このようなことがないように、ぜひまたよろしくお願いいたします。

高田 真里委員 関連で、全国的には納付していたところもあれば、誤認して納めていなかったところもあると聞いています。議案説明資料には消費税と延滞税について書かれているのですけれども、管轄が税務署かどこかは分からないのですが、加算税の話は出ましたか。

障害福祉課長 今はまだ全ての事業者の納付が終わっているわけではありませんが、今のところ申告は全て終わったと聞いております。この後、延滞税、加算税の通知が来るところもあると聞いておりますが、その確認はまだ取れていません。

高田 真里委員 税務署でどのような判断をされるのかは分からないのですけれども、国税庁も誤りを5年間見つけることができなかったということで、加算税が免除されるのではないかと私は個人的に思うのです。延滞税は日割りでどんどん増えていくので、申告されたのであれば、特に昨年度分の税を早く納めていただけるようお願いしてください。

江西委員 今の話で逆に分からなくなったのですが、これは委託するときに、そもそも市が消費税分を支払っておらず、事業者は消費税相当分を受け取っていなかったということでしょうか。

障害福祉課長 委託契約の中で、消費税は非課税という形で契約書

を交わしておりました。

江西委員 ですから、事業者は誤認していたのではなくて、もともと非課税の契約だから受け取っていないわけなので、逆にそこで消費税を納付していたら、ないものを払うわけですから、間違えた経理処理になっていたはずだと思うのです。本来、消費税非課税がイレギュラーな契約方法ですから、意思を持って契約していたはずです。ほかにも福祉関係でこのように消費税非課税で契約している手続等はなかったのでしょうか。

障害福祉課長 消費税法では、社会福祉法に基づく社会福祉事業であれば消費税を非課税とするという規定がございます。消費税が非課税となっているものは割と多い状況であります。

本来、課税すべきであるのに非課税だと誤認した要因として、実は障害者総合支援法に基づくサービスの中に、別の障害福祉サービスを利用するためにサービス利用計画をつくる相談支援事業という似たような名前の事業もあるのですが、そちらは社会福祉事業で非課税なのです。

こちらの相談支援事業は、障害者の方のよろず相談のようなものも含めていろいろな相談を受ける事業として、委託しているのですが、これは課税という判断でございました。国の通知には、相談支援事業に準ずるものとして、ほかにも課税となる事業が記載されておりましたので、こちらで全て確認しております。

江西委員 ということは、ほかにこのようなケースはもう出てこないということでしょうか。

障害福祉課長 そう考えております。

分科会長 このページでほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料１０ページ、１１ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案書６ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料１２ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料１３ページ、１４ページについて、質疑はありませんか。

高田 真里委員 （３）事業内容のイ、災害見舞金ですけれども、住宅被害や人的被害を受けた世帯の内訳はわかりますか。

福祉政策課長 令和６年１月補正と２月補正を合計したものでよろしいでしょうか。

高田 真里委員 合計したものでお願いします。

福祉政策課長 合計したものでは、全壊が７世帯分、半壊が３０世帯分、準半壊が３０世帯分、一部損壊が１，２００世帯分、重傷者につきましては２人分を見込んだものとなっております。

押田委員 議案説明資料１４ページのオ、被災者生活再建支援金（県制度）について確認ですけれども、全壊・解体で最大３００万円とありますが、これは全壊と判定されて解体したものなのか、全壊もしくは解体という意味なのか、どちらでしょうか。

福祉政策課長 全壊もしくは解体ということです。

押田委員 ということは、大規模半壊でも、これではもう住めないと住民が判断して解体された場合は最大３００万円が支給される可能性もあるということによろしいですか。

福祉政策課長 やむを得ず解体しなければならないということになれば該当すると国から示されておりますので、そのように考えております。

高田 重信委員 キの災害援護資金貸付金については、どのようなスキームなのでしょうか。

福祉政策課長 議案説明資料では非常に簡単にまとめて書いておりますので、大変不十分で分かりにくい部分があったかと思うのですけれども、まず、この対象になるのは、療養に要する期間が概ね１か月以上である世帯主の負傷がある世帯、家財の３分の１以上の被害を受けた世帯、住宅が半壊以上になった世帯で、この３つの被害状況を組み合わせて貸付けの限度額が変わってまいります。貸付けの限度額につきましては最大３５０万円と議案説明資料に書かせていただいておりますけれども、制度上は１５０万円から３５０万円までの限度額でお貸しできるものになっております。

所得制限等もございますので、誰でも必ず借りることができるということではないのですけれども、所得制限に該当しない方であれば、最大で３５０万円まで借りられるものとなっております。

償還方法につきましては、年払い、半年払い、月払いも可能となっております。

償還期間につきましては最大１０年間で、据置期間は３年間になっているのですけれども、利子については、連帯保証人をつけることができれば無利子になります。連帯保証人がつけられない場合については利率が年１．５％と少し高めになっております。

高田 重信委員 今のスキームだけでは、すぐに分からないところもあるのですが、案内やお知らせについて考えておら

れるということによろしいですか。

福祉政策課長 福祉政策課からは、まず、災害見舞金の案内を該当の被害に遭った世帯にお送りしているのですが、被害状況に合わせて災害生活再建支援金の案内や、この災害援護資金貸付金の案内も併せてお送りしております。

高田 真里委員 先ほど言われた所得制限の金額を教えてください。

福祉政策課長 令和5年分の所得が一定の金額未満で世帯人員によって所得制限の金額は変わります。1人世帯では220万円、2人世帯では430万円、3人世帯では620万円、4人世帯では730万円、5人以上の世帯では1人増すごとに730万円に30万円を上乗せした額となっております。

松井委員 アの災害弔慰金の750万円ですが、既に本年1月補正で専決処分されているということで、私の知るところでは、富山市民で亡くなられたのは2名という認識でよろしいですか。

福祉政策課長 新聞報道等でも出ておりますけれども、富山市内というより、石川県内で被災されて亡くなられた富山市民の方がお2人いらっしゃいます。

松井委員 今回の地震により亡くなられた方に対しての弔慰金であるということですね。

福祉政策課長 はい。

分科会長 このページでほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料15ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料１６ページについて、質疑はありませんか。

高田 重信委員 （３）事業内容のウの配分方法で、配分委員会において配分対象者や配分基準等を決定するとあるのですが、委員会がいつ開かれて、配分の時期はいつになるのか、併せてお聞かせください。

生活支援課長 まず、配分委員会につきましては、明日、第２回を開催する予定としております。そこで被災者への配分額や配分時期、配分方法等を決定することとしております。

被災者への送金につきましては、来週中には対象世帯へ書類を発送したいと考えておりまして、早ければ本年４月上旬、遅くとも４月中旬には申請を受けている分から順次入金できるよう、事務作業を進めたいと思っております。

高田 重信委員 配分委員会のメンバーですが、市の職員ではなく、第三者委員会で構成されているのでしょうか。

生活支援課長 配分委員会では、中立で公平な判断が求められると考えていまして、行政職員と外部委員をメンバーに、委員長を含め６名で構成させていただきました。

委員長には本市の今本副市長を置きまして、委員には、まず行政職員としまして、所管部局の福祉保健部長と、市民生活に一番近い部局として市民生活部長、義援金の受入れ口座を管理している会計管理者を充てております。

外部委員には、地域福祉の向上や公共利益のために活動されている富山市社会福祉協議会と、地域住民で組織されます富山市自治振興会連絡協議会からそれぞれ１名の委員を推薦していただくよう依頼しまして、社会福祉協議会からは専務理事を、自治振興会連絡協議会からは副会長を委員として委嘱させていただいております。

高田 真里委員 （３）事業内容のア、義援金受付期間に令和６年３月２９日までとありますが、期間を延ばすことは検討されるのでしょうか。

生活支援課長 県の配分委員会が本年３月４日に行われまして、新聞報道等でもありますが、県は受付期間を延長するという状況です。市も延長するのかどうかは、明日の委員会で諮りたいと考えている状況です。

分科会長 次に、議案説明資料１７ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料１８ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料１９ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料２０ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料２１ページについて、質疑はありませんか。

高田 重信委員 太陽光発電システムはどのような原因で停止したのか、お聞かせください。

まちなか総合ケアセンター所長 太陽光発電は３階建ての施設の屋上にあります。実は施設の揺れが非常に激しかったのですが、その振動によって停止したと聞いております。

高田 重信委員 太陽光発電自体のシステムの不都合ではなく、振動で止まったということですが、システム上の影響はなく、課題もなかったということによろしいですか。

まちなか総合ケアセンター所長 発電と蓄電池の両方のシステムが稼働しなくなったということです。

高田 重信委員 システム自体を全部入れ替えなくてはいけないのか、修繕で対応できるのか、いかがでしょうか。

まちなか総合ケアセンター所長 今のところは修理が必要だと聞いております。その確認も含めて少し期間が長くなって、令和6年9月末完了予定となっております。

分科会長 福祉保健部所管分の議案について、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第68号中福祉保健部所管分、議案第72号から議案第74号まで、報告第1号中福祉保健部所管分、報告第2号中福祉保健部所管分、以上6件を一括して意見の表明を行います。
意見の表明は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。
以上で、厚生分科会福祉保健部所管分を終了いたします。

午前11時38分 休憩

~~~~~

午前11時43分 再開

分科会長 これより、厚生分科会こども家庭部所管分の議案の

審査を行います。

議案第68号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第10号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、こども家庭部所管分、第4款衛生費中、こども家庭部所管分、第3条繰越明許費の補正、第3款民生費中、こども家庭部所管分、第4款債務負担行為の補正中、こども家庭部所管分、

議案第71号 令和5年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）、

報告第1号 専決処分について承認を求める件、専決第4号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、こども家庭部所管分、第2条繰越明許費の補正、第3款民生費中、こども家庭部所管分、

報告第2号 専決処分について承認を求める件、専決第12号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第9号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、こども家庭部所管分、第2条繰越明許費の補正、第3款民生費中、こども家庭部所管分、以上4件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

こども家庭部長 〔挨拶〕

こども家庭部次長 〔議案第68号中  
こども家庭部所管分の概要について、  
議案説明資料により説明〕

こども支援課長 〔議案第68号中  
放課後児童健全育成事業における性被害等防止対策支援事業について、  
児童健全育成事業費について、  
児童館運営事業費（債務負担行為の補正）について、  
保育所建設事業費（繰越明許費の補正）について、  
議案書、議案概要書及び議案説明資料により説明〕

こども保育課長 〔議案第68号中  
私立保育所等補助事業費について、

私立保育所等補助事業費（繰越明許費の補正）について、  
議案書及び議案概要書により説明〕

こども福祉課長 〔議案第６８号中  
児童手当事務事業について、  
ひとり親家庭等医療費助成事業について、  
母子等福祉事業費について、  
子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費について、  
議案概要書及び議案説明資料により説明〕

こども健康課長 〔議案第６８号中  
恵光学園運営事業について、  
障害児通所支援事業所等における性被害等防止対策  
支援事業について、  
妊産婦・乳児健康診査費について、  
不妊治療費等助成事業費について、  
切れ目ない子育て支援体制構築事業費について、  
出産・子育て応援事業費について、  
議案概要書及び議案説明資料により説明〕

こども福祉課長 〔議案第７１号について、  
議案説明資料により説明〕

こども支援課長 〔報告第１号について、  
報告第２号中  
児童館の復旧業務について、  
議案説明資料により説明〕

こども健康課長 〔報告第２号中  
恵光学園の復旧業務について、  
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
議案説明資料の順に質疑を行います。  
議案説明資料１ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料２ページについて、質疑はありませんか。

高田 重信委員 こちらの事業と議案説明資料６ページの障害児通所支援事業所等における性被害等防止対策支援事業の両方に共通することですが、目的は十分分かるのですが、すけれども、カメラをつけるということは、結局録画されて何でも見られることになります。トイレにスマホを設置して録画したというような話があり、先日もどこかの塾の先生が懲戒免職になっていました。記録用カメラは抑止にもなりますが、逆にその画像や映像が犯罪に使われることも懸念される事項の１つだと思います。  
設置に対する補助なので、どのようなものを想定しているのか、どのように管理するのかを聞いてもなかなか答えられないと思いますし、市が何かを言える立場なのかどうかは分かりませんが、絶対にそのようなことが起きないように注意喚起をお願いしたいと思います。

こども支援課長 事業者にもそのように周知してまいりたいと思います。

松井委員 ６７事業所のうち２７事業所が申請されたということですが、残りはもう既に設置されているという意味ですか。

こども支援課長 設置されているのかどうかという現状は把握しておりません。あくまで国の補助事業を活用して設置または更新を希望する放課後児童クラブの調査結果でございます。

松井委員 国が設置費用を補助するので、事業所は全て設置しなければいけないようなニュアンスですが、いかがですか。

こども家庭課長 設置するのかどうかは、あくまで事業者の判断となります。

松井委員 カメラの設置が事業者の判断だとすれば、本事業があるにもかかわらず、結局設置しない場合、父兄から苦情がありそうな気がします、どうですか。

こども家庭課長 あくまで今回は事業者の判断になります。もし義務化することになりますと、当然、条例が必要になりますので、国からの通知に従い条例改正を行うことになると思います。

分科会長 このページでほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料３ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料４ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料５ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料６ページについて、質疑はありませんか。

高田 真里委員 １４事業所が希望されたと言われたのですけれども、全体で事業所は幾つあるのですか。

こども健康課長 事業所は１４４ありますが、放課後等デイサービス

事業所と児童発達支援事業所を両方運営しておられる事業所が３７ございますので、本事業の対象数となると、最大で１０７事業所になります。

分科会長 このページでほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料７ページについて、質疑はありませんか。

高田 重信委員 補正額の財源内訳が繰越金となっているのですが、これは前年度の繰越金でしょうか。

こども福祉課長 そのとおりでございます。

分科会長 このページでほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料８ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料９ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料１０ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料１１ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料 12 ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案概要書 11 ページと議案書 6 ページについて、質疑はありませんか。

高田 重信委員 議案概要書 11 ページの妊産婦・乳児健康診査費から出産・子育て応援事業費までの 4 事業で事業費がマイナスになっているのですけれども、各事業について想定以上に減額となった要因は分かりますか。

こども健康課長 妊産婦・乳児健康診査費と出産・子育て応援事業費につきましては、出産数、出生数の減によるものでございます。  
不妊治療費等助成事業につきましては、昨年 4 月から保険適用が始まりまして、6 回目まで保険適用となり、7 回目以降を市が補助する形になります。まだ 6 回目に達していない方が多いのではないかとということで一今後 7 回目以降が出てくるのだらうと思っておりますが一今年度分は減と見込んでおります。  
切れ目ない子育て支援体制構築事業費に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、昨年 9 月末で国の PCR 検査の助成制度がなくなったことに伴う減でございます。

分科会長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第 68 号中こども家庭部所管分、議案第 71 号、報告第 1 号中こども家庭部所管分、報告第 2 号中こども家庭部所管分、以上 4 件を一括し

て意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、厚生分科会こども家庭部所管分を終了いたします。

午後0時12分 休憩

~~~~~

午後0時15分 再開

分科会長 これより、厚生分科会市民生活部所管分の議案の審査を行います。
議案第68号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第10号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、市民生活部所管分、第3条繰越明許費の補正、第2款総務費中、市民生活部所管分、第4条債務負担行為の補正中、市民生活部所管分、
報告第1号 専決処分について承認を求める件、専決第4号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第2款総務費、第2条繰越明許費の補正中、第2款総務費、
報告第2号 専決処分について承認を求める件、専決第12号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第9号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、市民生活部所管分、第2条繰越明許費の補正、第2款総務費中、市民生活部所管分、
以上3件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

市民生活部長 〔挨拶〕

地域コミュニティ推進課長 〔議案第68号中
地区センター費について、
行政サービスセンター費について、
災害復旧地域活動支援金について、

地域おこし協力隊活動事業費について、
地域づくり市民交流事業について、
報告第1号中
令和6年能登半島地震災害復旧地域活動支援金について、
議案説明資料により説明〕

市民課長 〔議案第68号中
社会保障・税番号制度の整備に係るシステム改修について、
令和5年度繰越明許費（戸籍事務費）について、
報告第2号中
とやま市民交流館管理運営事務費について、
議案書及び議案説明資料により説明〕

スポーツ健康課長 〔議案第68号中
指定管理施設管理運営委託料について、
屋内競技場グラウンド防火シャッター交換業務委託について、
東富山温水プール天井等点検業務委託について、
体育施設整備事業費について、
令和5年度債務負担行為の追加について、
令和5年度繰越明許費（体育施設整備事業費・体育施設管理運営費）について、
報告第1号中
八尾スポーツアリーナ及び市民プールの天井等復旧事業について、
報告第2号中
八尾スポーツアリーナの天井等復旧事業について、
議案書及び議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
議案説明資料の順に質疑を行いたいと思います。
まずは、議案説明資料1ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料２ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料３ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料４ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料５ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料６ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料７ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料８ページについて、質疑はありませんか。

押田委員 ５０４万円の補正ですけれども、当初幾らぐらいの予算があり、その上でどういったことに５０４万円が必要なのか、説明をお願いします。

スポーツ健康課長 委託料の当初予算５，４４１万円の中で光熱水費等

々いろいろな費用に充当していきます。燃料費を試算し、調整した結果、不足が見込まれるということです。

分科会長 このページでほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料９ページについて、質疑はありませんか。

松井委員 防火シャッターはシート状のものでしょうか。

スポーツ健康課長 こちらの屋内競技場のシャッターは、防火性のあるシート式で、くるくると巻き上げるような仕様のものです。

松井委員 これは１メートル当たり幾らするのでしょうか。

スポーツ健康課長 大きさは幅が７．７メートル、高さが２．６メートルありますので、補正額で割ると計算できるかと思えます。本シートは一いろいろなサイズを自由に作れるのだと思いますが一特注品ということで、恐らく値段が高くなっているものと考えております。

松井委員 不良箇所はほんの少ししか裂けていないように見えるのですけれども、それでも全部交換するのですか。

スポーツ健康課長 そのとおりです。修復した部分に継ぎはぎがあると、防火性能が落ちると聞いております。

分科会長 このページでほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料１０ページについて、質疑はありませんか。

高田 重信委員 今は休館されていると思うのですが、再開に至るタイムスケジュールを教えてください。

スポーツ健康課長 議決後に契約を進めていきます。本年4月中旬には入札を行い契約ができると思いますが、業者から伺った予定では、契約後、調査点検に6月末ぐらいまでかかるのではないかとということであります。落札した業者と再度協議を行います。想定では調査点検に2か月ほどはかかるということであります。

高田 重信委員 その調査の結果によって、安全であればそれでいいのですが、もしいろいろ修理が必要になれば、さらなる補正が必要になるのでしょうか。

スポーツ健康課長 この施設は、先ほども言ったように建設後40年以上経過しておりまして、長寿命化計画において、目標耐用年数を、通常の耐用年数よりもさらに延ばしておりますが、目標耐用年数まであと6年しかございません。そのため、修繕費用が高額になった場合の対応については、内部で改めて在り方から検討することになるかと思えます。

高田 重信委員 市民の皆さんからいろいろと問合せもあるので、そのときはまた厚生委員会のほうでもしっかりと報告をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

分科会長 このページでほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料11ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料12ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料 13 ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料 14 ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料 15 ページについて、質疑はありませんか。

高田 重信委員 再開までのタイムスケジュールを教えてください。

スポーツ健康課長 まず八尾スポーツアリーナですが、工期は本年 6 月末ぐらいまでを予定しており、7 月中旬頃から供用を開始できる見込みであります。
市民プールについては、予算を繰り越してはいるのですが、本年 3 月末までに工事を終了できそうな状況でありますので、4 月からの供用開始を予定しております。

分科会長 このページでほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案書 6 ページ、9 ページ、192 ページについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第 68 号中市民生活部所管分、報告第 1 号中市民生活部所管分、報告第 2 号中市民生活

部所管分、以上３件を一括して意見の表明を行います。

意見の表明は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長

意見の表明なしと認めます。

以上で、厚生分科会市民生活部所管分を終了いたします。

これで、３月定例会の当分科会に送付されました補正予算等分の議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

分科会長報告につきましては、正・副分科会長に御一任いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和６年３月定例会の補正予算等分の予算決算委員会厚生分科会を散会いたします。